京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十二卷　第一號

昭和六年一月一日發行

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

第十九回國際統計協會會議　記念特輯號

國際勞賃統計……フリードリヒ・ツアーン
統計學に於ける將來の領域……法學博士　神戸正雄
保護關稅の合理化……コラド・ヂニ
南滿洲に於ける我租稅制度……經濟學博士　汐見三郎
租稅滯納の統計的觀察……經濟學士　中川與之助
階級による差別出生率……文學博士　高田保馬
幕末に於ける農村人口及農村狀態に關する一推算……經濟學博士　本庄榮治郎
國勢調査に於ける年齡の誤謬……經濟學士　岡崎文規
正米相場と期米相場との相關々係……經濟學士　谷口吉彥
米穀の需要に就いて……經濟學士　八木芳之助
統計學の課題としての景氣變動の研究……經濟學士　蜷川虎三
フランスに於ける景氣變動豫測論……經濟學士　松岡孝兒
金融統計特に通貨統計に就いて……經濟學士　中谷實
失業統計の方法について……經濟學士　益田熊雄
保險と統計及統計學……經濟學博士　小島昌太郎
比較研究法と統計の比較……法學博士　財部靜治
第十九回國際統計協會會議記念講演會及統計圖書展覽會記事
同統計圖書展覽會出品目錄

（禁轉載）

南滿洲に於ける我が租稅制度

汐見三郎

第一　序言

滿洲は支那の東北に位し、黑龍江省、吉林省、遼寧省の三省よりなり、其面積は約六四、七〇〇方里と稱せられてゐる。滿洲の南方に我國は關東州を租借し、且つ南滿洲鐵道附屬地に行政を布いてゐる。關東州の面積は僅かに二二四・四九二方里にすぎず、南滿洲鐵道附屬地の面積は更に小にして關東州外に於て僅か一七・九四三方里を數へ、兩者合するも二四二・四三五方里にして、內地の奈良縣と大差がないのである。故に面積より云へば、我が行政權の活動區域は滿洲の二六八分の一に止まる。然れども我國の立場より觀察すれば、關東州と南滿洲鐵道附屬地とは、あらゆる意味に於て重要缺くべからざるものである。

昭和五年十月一日現在の人口を見るに、關東州は九五五、七二七人、南滿洲鐵道附屬地は三七二、二四四人、合計一、三二七、九七一人である。更に、一方里當りの人口密度を見るに、關東州內四、二五七人、南滿洲鐵道附屬地二〇、七四六人、兩者通じて五、四七八人であるから、內

地(二、六〇三人)、臺灣(一、九七〇人)、朝鮮(一、四七一人)、樺太(一二六人)、南洋委任統治區域(五〇〇人)のいづれよりも人口が密集してゐるのである。內地よりも他の植民地よりも人口が密集してゐる海外の地に於て、我が日本人が如何なる財政制度を建設し、特に如何なる租稅制度を樹立してゐるかは、興味のある問題である。以下、南滿洲に於ける我が租稅制度の問題を扱ふにあたり、問題を關東州の租稅制度と南滿洲鐵道附屬地に於ける租稅制度との二つに分ち、專ら統計數字を基礎として研究を進める。

第二　關東州の租稅制度

我が關東州租借區域は、遼東半島の南端に位し、東は黃海に西は渤海に面してゐる。普蘭店の北方、長陽寺會附近より貔子窩の東方、碧流河附近に至る線以內の土地及び島嶼であつて、其面積は二二四・四九方里である。關東州の租稅制度を論ずるに當り、先づ關東廳の財政制度を明らかにし、更に關東廳の租稅制度に及び、最後に市及び會の租稅制度にうつりたいのである。

一　關東廳の財政制度

我國は日露戰爭當時、一時の便法として關東州に軍政を布いたのであつたが、明治三十九年七月勅令第百九十六號を以て關東都督府官制が公布せられ、同年九月一日より軍政を廢し民政に行

つたのである。其後數回の勅令により、種々の改正が行はれたが、大正八年四月勅令第九十四號により關東廳官制が公布せられ、同時に關東都督府官制が廢止せられ、一層民政の色彩を濃くし今日に及んでゐる。[1]

關東廳の財政の基礎をなすものは、明治四十年三月法律第十七號關東都督府特別會計法と同年三月勅令四十八號關東地方費令との兩法令である。關東都督府特別會計は最初は外務省の所管であつたが、明治四十三年六月拓殖局の設置に伴ひ、外務省より大藏省に移り、大正二年六月拓殖局廢止の結果再び外務省所管に復し、大正六年七月拓殖局を再び置きたる結果として更に大藏省の所管となつた。大正八年四月關東廳官制が公布せられると同時に會計の名稱も關東廳特別會計と改められたのである。[2] 而して拓務省の設けられると共に拓務省の所管に移つてゐる。

關東廳の財政制度を研究するには、關東廳特別會計と關東廳地方費會計との兩方面を見なければならない。從て關東廳の租稅制度を論ずるに當りても、國稅が關東廳特別會計歲入に如何なる地步を占めてゐるか、又州地方稅が關東廳地方費會計歲入に如何なる割合を有してゐるかを、明らかにせねばならぬ。

明治四十年度以來の特別會計歲入を經常部と臨時部との二つに大別し、更に經常部を租稅と其他とに二分し、又臨時部を補充金と前年度剩餘金繰入と其他とに三分すると、次の第一表を得る事

1) 滿蒙文化協會滿蒙全書第二卷162頁以下　關東廳施政二十年史一九頁以下
2) 滿蒙叢書第二卷171頁以下　關東廳施政二十年史一〇三頁

が出來る。[3]

第一表　關東廳特別會計歲入表（單位千圓）（千圓未滿切捨）（昭和四年度は豫算、其他は決算）

年度		經常部			臨時部				合計
		租稅	其他	計	補充金	前年度剩餘金繰入	其他	計	
明治	40	152	1,115	1,267	3,000		5	3,005	4,273
	41	195	1,179	1,374	3,121	821	43	3,985	5,360
	42	207	1,312	1,519	2,964	1,128	36	4,129	5,648
	43	207	1,424	1,631	3,615	1,030	364	5,010	6,642
	44	266	1,529	1,796	3,691	871	293	4,855	6,652
	45	182	1,600	1,782	3,122	1,153	104	4,380	6,162
大正	2	234	1,679	1,913	2,347	803	473	3,625	5,538
	3	278	1,829	2,107	2,233	1,109	39	3,382	5,490
	4	276	1,945	2,221	1,937	1,373	31	3,341	5,563
	5	339	2,469	2,782	2,007	1,444	46	3,497	6,280
	6	319	3,245	3,584	2,007	2,072	60	4,140	7,725
	7	319	4,223	4,542	2,103	3,112	105	5,321	9,863
	8	381	5,434	5,816	3,000	2,967	674	6,641	12,458
	9	1,012	6,550	7,563	3,250	2,926	483	6,660	14,224
	10	2,554	6,294	8,849	4,060	2,518	1,435	7,954	16,803
	11	3,512	6,387	9,900	4,300	3,011	2,132	9,443	19,343
	12	3,679	6,666	10,345	4,000	4,126	627	8,753	19,099
	13	3,577	6,789	10,367	4,000	3,495	854	8,350	18,717
	14	3,587	7,221	10,808	3,000	3,479	659	7,139	17,947
	15	3,689	7,827	11,516	3,000	3,911	594	7,505	19,022
昭和	2	3,703	8,615	12,318	4,000	4,441	1,441	9,882	22,201
	3	4,561	11,148	15,709	4,000	5,216	1,551	10,768	26,478
	4	3,810	12,054	15,865	5,000	1,829	1,396	8,226	24,091

3）關東廳統計書

第二表 關東廳地方費會計歲入表（單位千圓）（千圓未滿切捨）（昭和四年度は豫算、其他は決算）

年度		經常部				臨時部				合計
		租稅	特許料	其他	計	國庫補助金	前年度剩餘金繰入	其他	計	
明治	40	281	—	147	428	162	296	6	466	895
	41	304	—	440	745	150	139	55	344	1,089
	42	315	—	485	800	150	161	74	386	1,187
	43	312	—	529	842	200	65	50	316	1,158
	44	315	—	538	854	200	124	21	346	1,200
	45	287	—	579	866	200	165	5	371	1,238
大正	2	293	—	614	908	200	118	8	327	1,235
	3	299	—	671	970	200	208	93	502	1,473
	4	352	2,288	463	3,105	190	403	13	607	3,712
	5	375	2,593	531	3,500	—	1,899	13	1,913	5,413
	6	347	5,422	622	6,392	—	2,260	17	2,278	8,670
	7	470	4,894	1,029	6,394	—	4,208	26	4,235	10,630
	8	593	2,253	1,297	4,144	—	4,716	38	4,754	8,899
	9	1,384	3,737	1,431	6,552	—	4,081	47	4,128	10,681
	10	1,645	1,585	1,722	4,953	—	3,785	140	3,925	8,879
	11	1,784	1,271	1,813	4,870	—	4,089	34	4,123	8,993
	12	1,798	1,118	1,752	4,670	—	3,895	23	3,919	8,589
	13	1,809	1,285	1,822	4,917	—	3,720	22	3,743	8,661
	14	1,674	1,610	1,979	5,264	—	3,860	87	3,947	9,212
	15	1,867	1,634	2,038	5,540	—	4,074	188	4,262	9,803
昭和	2	1,951	1,445	2,144	5,541	1,000	4,364	83	5,448	10,989
	3	1,914	474	2,167	4,556	1,000	4,253	235	5,489	10,045
	4	1,593	130	1,989	3,713	1,000	1,432	39	2,472	6,185

關東廳特別會計歲入の特長と云ふべきは、明治四十年度以來は全く例外なく臨時部歲入に於て一般會計より補充金を受けてゐる事である。之に對し、經常部歲入の租稅は最初は頗る微々たるものであつたが、大正九年頃より俄かに其額を增し、今日に於ては補充金と殆んど同じ數字を示してゐるのである。

次に關東廳地方費會計歲入を見るに、明治四十年度以來第二表の如き數字を示してゐる。經常部を租稅と特許料と其他とに分ち、臨時部は之を國庫補助金と前年度剩餘金繰入と其他とに分つ事としたのである。

第二表に於て注目すべきは、國庫補助金が大正四年まで存續し、大正五年より大正十五年まで一時中絕し、更に昭和二年より生じてゐる事である。前述の如く、關東廳特別會計歲入臨時部は一般會計より補充金を受けてゐる。而して關東廳特別會計歲出臨時部は國庫補助金を支出し、關東廳地方費特別會計歲入臨時部に之を與へてゐるのである。故に國庫補助金は一般會計より關東廳特別會計を通じて、間接に關東廳地方費會計を助けてゐる事となるのである。尙關東廳特別會計に屬する租稅の外に關東廳地方費會計に屬する租稅が相當の金額に上つてゐる。

二　關東廳の租稅制度

(イ)　關東廳特別會計に屬する租稅

關東廳特別會計歲入の中より經常部の租稅を取出し、其收

入を分析すると、第三表の如き數字を得る事が出事る。[4]

第三表　關東廳特別會計に屬する租税表（單位千圓）（千圓未滿切捨）（昭和四年度は豫算、其他は決算）

年度		地租	鹽税	所得税	取引所營業税	取引税	酒税	煙草税	船税	計
明治	40	105	47	—	—	—	—	—	—	152
	41	105	90	—	—	—	—	—	—	195
	42	106	101	—	—	—	—	—	—	207
	43	106	101	—	—	—	—	—	—	207
	44	106	160	—	—	—	—	—	—	266
	45	106	75	—	—	—	—	—	—	182
大正	2	107	127	—	—	—	—	—	—	234
	3	108	134	—	—	—	—	—	35	278
	4	108	167	—	—	—	—	—	—	276
	5	109	204	—	—	—	—	—	—	313
	6	109	230	—	—	—	—	—	—	339
	7	109	209	—	—	—	—	—	—	319
	8	163	218	—	—	—	—	—	—	381
	9	217	198	368	52	175	—	—	—	1,012
	10	217	164	1,829	156	187	—	—	—	2,554
	11	217	244	1,895	64	188	232	669	—	3,512
	12	216	351	2,030	17	109	282	670	—	3,679
	13	217	353	1,903	6	99	291	706	—	3,577
	14	217	359	1,928	6	119	281	674	—	3,587
	15	217	301	2,034	11	115	326	682	—	3,689
昭和	2	216	301	1,999	9	89	276	710	—	3,703
	3	216	331	2,661	9	84	404	853	—	4,561
	4	216	301	2,146	9	71	376	689	—	3,810

4）　關東廳統計書

第三表の示すが如く、地租と鹽稅とが最も古く、大正九年に至り漸く所得稅と取引所營業稅と取引稅とが加はり、更に大正十一年に入り、酒稅と煙草稅とを課するに至つたのである。以下關東廳特別會計に屬する各種の租稅に付き、其の大體を說明する。[5]

地租は關東州地租規則（明治三十八年關東州民政署令第六號）（大正七年府第四十四號、大正九年廳第三十三號、大正十三年廳第六十一號により改正）によつて定められ、有租地を田畑に限り毎年一畝（內地の約百八十坪）につき金二十錢の租稅を田畑の業主（所有者）より徵收してゐる。內地の地租が田畑其他各種の土地の地價を課稅標準とし、又は賣買價格を近く課稅標準とせんとせるに對し、著しき對照を示してゐる。

鹽稅は鹽稅規則並びに施行細則（明治三十八年遼東守備軍令達第二十一號）に基き課稅せられてゐる。關東州に於て製造したる鹽に關しては、製造場より移出する時、移出高一石（內地の約二石五斗）に付金六十錢を製造家に課す、又關東州外より輸入する鹽（日本製鹽を除く）に關しては、一石に付き金一圓五十錢を輸入者に課す。內地が鹽專賣を行へるに對し、全く異つた制度を採用してゐるのである。

所得稅の根據法規は關東州所得稅令（大正九年勅令第二百二十七號）（大正十年第九十一號、大正十三年第二百六十五號、大正十五年第二百七十一號、昭和二年第八十四號にて改正）である。卽ち

（イ）關東州に本店又は主たる事務所を有する法人の所得

（ロ）所得稅法施行地、朝鮮、臺灣又は樺太に本店又は主たる事務所を有せざる法人にして關東州に資產又は營業を有する時は其資產又は營業より生ずる所得

につき次の三種の稅率を課する事となつてゐる。

一、普通所得　百分の五

5）關東州租稅法規

資本金額年百分の十を超ゆるもの　百分の四

二、超過所得……百分の二十……　百分の十

……百分の三十……　百分の二十

三、清算所得　百分の五

内地の所得税が法人の所得（第一種所得）のみならず、更に第二種所得、第三種所得に課税してゐるのと比較すると、非常に輕いと云はねばならぬ。

取引所營業税又は取引税は關東州取引所税規則（大正九年廳令第八號）により規定せられてゐる。取引所營業税の税率は賣買手數料收入金額の百分の十五である。取引税は第一種（地方債證券社債券）と第二種（有價證券）と第三種（商品）と第四種（錢鈔）とにより税率を異にしてゐる。卽ち取引税の税率は、それぞれ定期取引の賣買約定金高の萬分の一・五（第一種）、萬分の三（第二種）、萬分の二（第三種）、十萬分の一（第四種の中にて關東州内）又は十萬分の五（第四種の中にて關東州外）と、定められてゐる。

酒税は關東州酒税令（大正十一年勅令第百九十八號）（大正十五年第六十四號により改正）により規定せられてゐる。關東州にて製造する酒類については、造石高に應じ製造者に課し、關東州外より輸入するものは取引高に應じ、引取人に課する事となつてゐる。種類を分ち、（一）釀造酒と（二）酒精以外の蒸餾酒と（三）酒精と（四）再製酒とにしてゐる。試みに（一）釀造酒の税率は次の如くである。

（イ）支那酒たる清酒、黄酒、濁酒　一石に付き三圓

（ロ）麥酒　一石に付き六圓

（ハ）葡萄酒　一石に付き十六圓

（ニ）前記以外の釀造酒　一石に付き十二圓

特に支那酒については自家用種類製造の制度を認めてゐる。內地の酒稅に比較すると稅率其他あらゆる點に於て異つてゐる。

煙草稅は關東州煙草稅令（大正十一年勅令第百九十九號）により定められてゐる。煙草稅は保稅地域（葉煙草貯藏場、煙草製造場、保稅倉庫其他當該官廳が課稅物件を藏置し得べき場所として指定し又は特許したる場所）又は郵便局より煙草を引取る時に、次の稅率に基き引取人より徵收する事となつてゐる。

一、製造煙草	口付紙卷煙草及び刻み煙草	小賣定價	百分の二十五
	其他の製造煙草	小賣定價	百分の三十
二、葉煙草（屑煙草を含む）		小賣價格	百分の二十五

酒稅と同樣に煙草稅についても自家用煙草の制度が設けられてゐる。內地の專賣課稅制度と比較すると其間に著るしき差異が存してゐる。

此等各種の國稅の中にて最も巨額を占めてゐる直接稅は所得稅である。而して其所得稅の大部分は南滿洲鐵道株式會社の負擔にかゝる。大正十二年以來の決定額を示せば、次の如くである。

年度		稅額（千圓）
大正	12	1,746
	13	1,730
	14	1,727
	15	1,743
昭和	2	1,707
	3	2,270

假に昭和三年度の數字をとつて見る。所得稅總額貳百六拾六萬圓の八割强は滿鐵が之を負擔してゐるのである。此事實は南滿洲の我が租稅制度を研究するに當り特に注目せねばならない。

（ロ）關東廳地方費會計に屬する租稅　州地方稅卽ち關東廳地方費會計に屬する租稅は、營業稅と雜種稅——土地增價稅を含めて——とよりなつてゐる。州地方稅の收入を分析すると、次の數

字を得る事が出來る。[6]

第四表 關東廳地方費會計に屬する租稅表(單位千圓)(千圓未滿切捨)(昭和四年度は豫算、其他は當該年度の調定濟額に前年度繰越額として當該年度中收入し又は缺損處分を爲したる金額を併算せり)

年度		營業稅	雜種稅	計
明治	40	166	129	296
	41	187	131	319
	42	197	137	334
	43	191	111	303
	44	196	127	323
	45	166	128	295
大正	2	173	126	300
	3	169	134	303
	4	172	182	355
	5	191	185	377
	6	153	196	349
	7	261	215	477
	8	331	295	626
	9	1,056	449	1,506
	10	1,270	463	1,733
	11	1,394	461	1,856
	12	1,444	449	1,894
	13	1,469	438	1,907
	14	1,269	469	1,739
	15	1,375	527	1,903
昭和	2	1,377	573	1,951
	3	1,339	596	1,936
	4	1,084	509	1,593

州地方稅の種類は明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令第二條に於て、營業稅と雜種稅との二種に限定し、賦課徵收は明治四十年都督府令第十八號關東州地方稅規則を以て凡て軍政時代の規則に從ふべき旨を定めたのであつた。[7] 其後明治四十五年四月に府令第十一號を以て新たに關東州地方稅規則を定め、更に昭和五年に新しき規定を設けたのである。營業稅と雜種稅と土地增價稅とに分ち說明すれば、次の如くである。

現行の營業稅は關東州營業稅規則(昭和五年廳令第十七號)によつて定められてゐる。營業稅は關東州に營業場を定めて營

6) 關東廳要覽
7) 關東廳施政二十年史七〇頁

業をなすものに對し、其の業態に應じて、各種の課稅標準に對する稅率を定めてゐる。營業の業態と課稅標準とを示せば、次の如くである。

物品販賣業(卸賣小賣共に賣上金額)、銀行業(資本金額)、保險業、無盡業(資本金額)、金錢貸付業(收入金額)、物品貸付業(收入金額)、製造業(賣上金額)、運送業(收入金額)、運送取扱業(報償金額)、鐵道業(收入金額)、倉庫業(收入金額)、請負業(請負金額)、印刷業、出版業(收入金額)、寫眞業(收入金額)、席貸業、料理業、貸座敷業(收入金額)、旅人宿業(收入金額)、飲食店業(收入金額)、周旋業、問屋業、代理業、兩替業、仲立業、信託業、代書業(報償金額)、取引所信託業(收入金額)、洗濯業、湯屋業(收入金額)、理髮業(收入金額)、遊技場業(收入金額)、藝妓置屋業(收入金額)。

所謂外形標準主義による營業稅であつて、內地の純益主義の營業收益稅とは全く異つてゐる。

現行の雜種稅は關東州雜種稅規則(昭和五年廳令第三十二號)により定められてゐる。雜種稅は(イ)物件に屬するもの(貸家、車、船)と(ロ)特定行爲に屬するもの(藝妓、遊藝師匠、遊藝稼人、幇間、併優、酌婦、娼妓、興業、屠畜、不動產取得)とよりなつてゐる。

最後に注意すべきは、土地增價稅である。土地增價稅は土地增價稅規則(大正八年廳令第十三號)によりて定められ、その施行區域は「旅順市」「大連市」「沙河口會の中台山屯、沙河口及河東屯」「老虎灘會の中譚家屯」に限られてゐる。而して(一)土地所有權の有償移轉ありたる時は前所有者より、(二)十五年間土地所有權の有償移轉なき時は現所有者より、土地の自然增價額に對し賦課するものである。稅率は此の兩者の場合を區別し、土地の自然增價額が原價格に占むる割合の大小に應じ、いづれも四種の階段稅を設けてゐる。

州地方稅に於て特に注目すべきは、南滿洲鐵道株式會社の負擔する營業稅である。昭和五年度の納稅額は次の數字を示してゐる。(單位圓)

物品販賣業				鐵道業	倉庫業	計
卸賣		小賣				
甲	乙	甲	乙			
四二、五九六	一、〇一〇	一、八四	九九六	三〇二、一五四	一六、二六〇	三六二、三三

故に州地方税の營業税の四分の一强は滿鐵が之を負擔してゐる譯である。

三　市及び會の租税制度

關東州の地方行政も軍政時代と都督府時代と關東廳時代とにより趣を異にしてゐる。軍政時代に於ても已に地方行政の基礎を定めんと努力したのであるが、地方自治制の確立は寧ろ都督府時代以後に屬してゐる。卽ち明治四十年二月都督府令第九號を以て衛生組合規則を定め、更に大正四年九月府令第二十六號を以て大連及び旅順市規則を制定し、從來の衛生組合を廢して新たに市を置き同年十月一日より之を實施したのである。一方、會に關しても從來準據すべき何等の法規なく、單に地方の慣習に基き行政を布いたのであつたが、大正八年二月に至り漸く會行政準則及び其附屬諸規則を制定したのであつた。

大正八年四月都督府を廢して關東廳を設置するや、地方の自治制度も急速の進步を遂げたのである。市については大正十三年五月勅令第百三十號により關東州市制を公布し、會については大

正十四年六月勅令第二百三十八號により關東州會制を公布し、茲に市及び會の自治制度が確立したのである。[8] かくして大連及び旅順の兩市街地は市政を布き、其他の村落は會制を設け、關東州の行政區劃を二市六十九會としたのである。

試みに市及び會の經費決算表を掲ぐれば、第五表の如くである。[9]

第五表　市及び會の經費決算表（單位千圓）（千圓以下切捨）

年度		旅順市	大連市	會
大正	1	—	—	157
	2	—	—	190
	3	—	—	217
	4	19	62	204
	5	39	122	228
	6	39	124	216
	7	41	148	238
	8	61	370	315
	9	78	856	354
	10	91	689	454
	11	87	834	567
	12	90	751	605
	13	90	763	706
	14	100	799	705
	15	150	1,026	859
昭和	2	108	1,066	876
	3	104	1,224	1,115

此等の經費を支辨するに當り、市及び會は收益を生ずる財產を有すること少く、又手數料及び使用料も乏しきが故に、經費の大部分は市稅及び會稅にて支辨する事となつてゐる。以下市及び會の租稅制度を大正十五年度及び昭和三年度の兩年度の豫算につき說明する。[10]

8) 關東廳施政二十年史三〇頁以下
9) 關東廳要覽
10) 南滿洲鐵道株式會社臨時經濟調査委員會　帝國の各植民地に於ける課稅狀況
關東廳施政二十年史三九頁以下

市税は戸別割、關東州地方税附加税及び特別税の三種よりなり、次の數字を示してゐる。

（單位圓）

年度	戸別割	關東州地方税附加税	特別税 貸家税	特別税 諸車使用税	特別税 遊興税	計
大正十五年度	五八九、三二三	六、五〇〇	五、二五〇	九、七六八	七九、〇〇〇	六八九、七三〇
昭和三年度	六七二、四二七	二一、一〇〇	九〇〇	一三、六八〇	八五、〇〇〇	八〇一、二〇七

戸別割は市内に一戸を構へる者、一戸を構へざるも獨立の生計を營む者、又は營業所を有する法人に對し、其資産、所得、生計又は營業狀態を斟酌し、等差を設け賦課してゐる。

關東州地方税附加税は關東州地方税の雜種税中、不動産に關する權利取得税に對して附加してゐる。

特別税の第一は遊興税であつて、大正八年度には貸席業、料理店業、貸座敷業を營むものを納税義務者としたのであるが、大正十四年度より之が徵收方法を改正した。卽ち藝妓、幇間、俳優、娼妓及び酌婦等の供給者を徵税義務者とし、此等を招き遊興をなしたる者を以て納税義務者としたのである。

特別税の諸車使用税は現在に於ては、自家用自動車、營業用自動車、自家用乘用馬車、自家用人力車に賦課してゐる。

特別税の第三たる貸家税は市内に貸家を所有する者にして、市内に住居を有せず戸別割を負擔する義務なき者に對し、貸家の賃貸價格を標準として課してゐる。

市税の最も重要なるものは戸別割であるが、此の方面に於ても滿鐵は多額の負擔をなしてゐるのである。次の如くである。（三十四頁上段參照）

年度		大連市戶別割（圓）	旅順市戶別割（圓）
大正	10	52,240	—
	11	52,000	—
	12	50,600	7,489
	13	60,000	7,497
	14	77,490	7,494
	15	76,710	7,486
昭和	2	77,220	7,490
	3	91,512	7,457
	4	98,560	14,997
	5	89,920	14,973

會稅は戶別割、反別割、特別稅よりなつてゐる。

（單位圓）

	戶別割	反別割	特別稅 營業割	特別稅 雜種割	計
大正十四年度	一三、四四六	三七二、九七二	四七、五七五		五三二、九九二
昭和三年度	一五六、四四六	三二〇、五四四	一〇、一七二	七、五二六	五二二、六九九

戶別割は會內に一戶を構ふる者、一戶を構へざるも獨立の生計を營む者及び營業所又は事務所を有する法人、又は組合に對し、其資產、所得、生計の狀況等に基き差等を設けて賦課してゐる。

反別割は耕地、山林、葦地等に對し、各地目每に均一の稅率を課す。民有地にありては其所有者又は質權者、官有貸下地にありては其の借地人が納稅義務を有す。

特別稅の中の營業割は畜犬、馬車、外來船舶、在籍船舶、漁網、屠畜、製鹽、漁業、採氷、石材割等に分ち、其所有者、經營者又は行爲者等に賦課す。

第三　南滿洲鐵道附屬地の租稅制度

南滿洲鐵道株式會社の鐵道用地及び市街用地にあてられてゐる十七方里餘の區域が所謂附屬地である。其の長さは大連長春間四百三十八哩、奉天安東間百六十一哩、其他旅順線、營口線、煙臺

線、撫順線、渾楡線、瓢兒線に及んでゐる。附屬地の幅は鐵道の兩側を合せ、本線に於ては最廣四二六・七二米突、最狹四二・六七米突の間にして、安奉線に於ては最廣三六・一米突、最狹一六・七六米突の間であるが、普通は六十二米突である。尤も市街地其他特殊の事情のある地方では、更に廣濶なる境域を有してゐる。此の附屬地の區域に滿鐵が地方經營を行つてゐるのである。

一　附屬地の行政

附屬地の法律的性質に關しては已に多數の研究が發表せられ、現に最近蠟山教授の論文が公けにせられてゐるから凡て此等の研究にゆずる。唯茲には附屬地の財政制度、特に租稅制度に直接に關係ずる範圍内に於てのみ研究をすゝめる。[11]

明治三十九年八月一日、遞信大臣山縣伊三郎、大藏大臣阪谷芳郎、外務大臣林董連名の命令書が滿鐵會社設立委員長寺内正毅、其他委員八十名に對し發せられたのである。この命令書の第五、條及び第六條は次の如く定めてゐる。[12]

第五條　其社は政府の認可を受け、鐵道及び附帶事業の用地内に於ける土木、教育、衞生等に關し必要なる施設をなすべし。

第六條　前條の經費を支辨するため其社は政府の認可を受け、鐵道及び附帶事業の用地内の住民に對し手數料を徵收し、其他必要なる費用の分賦をなす事を得。

卽ち滿鐵會社は鐵道附屬地内に於ける土木、教育、衞生等に關し必要なる施設をなすべき事を命ぜられ、同時に其の費用を支辨するため政府の認可を得て附屬地内の居住者に對し手數料を徵

11）蠟山政道教授、滿鐵附屬地の行政問題（國際法外交雜誌第二十九卷第五號第六號）
12）滿蒙叢書第二卷二一七頁

收し、其他必要なる費用の分賦をなし得る權能が與へられ、茲に會社の地方經營の基礎が定められたのである。かくして會社は明治四十年四月一日業務を開始するに當り、地方部を設置し地方經營を行つたのである。而して會社は三大臣命令書を一般居住民に徹底せしむるために、明治四十年九月次の如き內容を有する附屬地居住者規約を定めてゐる。[13]

南滿洲鐵道株式會社附屬地居住者規約

今般南滿洲鐵道株式會社に於て南滿洲を開發し竝公共の利益を增進する爲其の附屬地に土木、敎育、衞生等の施設を爲すに付ては、附屬地內に居住若くは滯在し又は土地建物を使用し若は建物を有する者は、左の諸件を確守すべきことを承諾するものとす。

一　會社が其の施設に關し又は公共の利益の爲制定する諸規則を遵守すべきは勿論、公益を重んじ苟も公益を害すべき行爲ある間敷きこと

一　會社が施設する營造物は各自の共用に供し、又公共事業の爲要する費用は公費として各自之を負擔すべきこと、但し其の共用の方法公費の種類分賦等は、別に規則を設けて之を定むべし

一　此の規約又は會社の諸規則に違反し其の他公共の利益を害すべき行爲ありたる者は、會社附屬地より退去を要求せらるゝことあるも異議有る間敷きこと、但し必要ある場合には警察官に依賴することあるべし

一　鐵道附屬地內に於ては、何れの國人を問はず同樣の待遇を受くべきは勿論なるに付、共に規約を嚴守し和親協同を旨とすべきこと

かくして關東廳又は領事が軍事、外交、裁判、警察の權を有すると共に、滿鐵會社が一般行政權を行ひ以て地方經營にあたる事となつたのである。[14]

13）關東廳施政二十年史九八三頁以下
14）南滿洲鐵道株式會社十年史六九一頁以下
南滿洲鐵道株式會社二十年略史二八三頁以下
南滿洲鐵道株式會社第二次十年史一〇五〇頁以下

會社の地方經營は、明治四十年、明治四十一年、大正三年、大正七年、大正八年、大正十一年、大正十三年等に於て改正せられて現在に及んだのである。現狀について見るに、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、本溪湖、安東の十三ヶ所に地方事務所を置き、更に撫順、沙河口工場地及び關東州內本社直轄地に於ける地方事務については、撫順炭礦庶務課、沙河口工場及び本社地方部地方課が之を扱つてゐる。

滿鐵は自ら地方事務を行ふと共に、指名制の地方諮問委員會を設けて明治四十年十月以來地方事務に關する地方事務所長の諮問機關としてゐる。大正十一年七月從來の組織を改めて地方委員會と改稱し、公費を分擔する居住者にして一定資格を有する男子中より、國籍男女の別なく一定要件を具備し公費を分擔する居住者をして委員を公選せしむる事とし、同年八月より之を實施した。滿鐵會社地方委員會の規則を拔萃すれば、次の如くである。[15]

第八條　左の要件を具備する者は地方委員會委員及び豫備委員選擧權を有す。

一　選擧人名簿の調製期日前六ヶ月以來同一の公費負擔區に居住し尙引續き居住する者

二　選擧人名簿調製期日當日現に其公費負擔區の公費戶數割を分擔し尙引續き分擔する者

選擧人其公費負擔區の公費戶數割滯納中は其の選擧權を停止す

第九條　地方委員會委員及豫備委員の選擧權を有する二十五歲以上の男子は左に揭ぐる者を除き總て其の被選擧權を有す

一　禁治產者及準禁治產者

15）關東廳施政二十年史九九一頁

二　現に刑罰の執行中に在る者

三　公費及手數料滯納金督促規程第五條に依り公示處分を受け尙滯納中の者

二　地方經費と公費

地方經營に要する費用は、興業費と經常費とに分れる。公共設備の興業費は會社自ら之を負擔し、公共設備の維持修繕ならびに地方の衞生、敎育及び警備等に必要なる經常費のみを公費として特別の經濟を立てゝゐるのである。

試みに昭和元年度迄の興業費をあぐれば、第六表の如くである。[16]

第六表　地方興業費內容別及累年別表（單位千圓）（千圓未滿切捨）

（イ）公共設備別

	興業費（千圓）
醫院	15,149
學校	13,465
圖書館	561
衞生所	711
消防所	399
種羊所	17
種豚所	6
衞生研究所	386
獸疫研究所	264
陳列所	7
公共建物	127
事務所	462
貸付家屋	9,379
市街地	31,053
山林	752
工務機器	943
中央試驗所	890
農事試驗場	566
種苗園	214
計	75,360

16）南滿洲鐵道株式會社第二次十年史一〇五九頁以下

年度	興業費（千圓）
大正 5年迄	16,407
大正 6	1,379
7	1,432
8	6,745
9	2,494
10	7,536
11	4,867
12	8,648
13	10,551
14	10,388
15	4,909
大正15年迄	75,360

（ロ）年度別

次に此等の公共設備の維持修繕及び地方の行政施設に要する經常費は原則として地方居住者に分擔せしめ、その不足額を滿鐵本社より補給するのである。此等の經濟を公費と稱してゐる。公費歳入を戸數割、雜種割、補給金、其他收入に分つと、第七表を得る事が出來る。[17]

第七表　公費歳入累年別表（單位千圓）（千圓未滿切捨）

年度	課金 戸數割	課金 雜種割	補給金	其他收入	計
明治 40	17	5	—	3	26
41	52	18	40	13	124
42	47	10	84	21	163
43	48	11	151	21	232
44	54	17	217	28	317
45	62	20	270	34	387
大正 2	95	37	529	55	718
3	107	38	471	67	685
4	111	46	475	74	708
5	113	53	609	82	859
6	135	68	733	100	1,038
7	176	84	873	128	1,262
8	255	119	1,472	165	2,011
9	515	130	1,819	187	2,653
10	459	122	1,887	226	2,695
11	463	128	1,652	258	2,502
12	522	142	1,786	278	2,730
13	560	144	2,241	295	3,241
14	572	206	2,715	274	3,769
15	586	247	2,842	303	3,979
昭和 2	617	250	2,742	330	3,941
3	631	307	3,050	353	4,342
計	6,207	2,211	26,669	3,304	38,393
百分比	21.9%		69.5%	8.6%	100%

17）帝國の各植民地に於ける課稅狀況

第七表の戸數割と雜種稅とを總稱して課金とし、補給金は滿鐵本社よりの補助にして、其他收入は財產收入、手數料、公園收入、寄附金及び雜收入である。公費收入の中にて課金は二割に過ぎず、補給金が七割に上れるは注目すべきである。

三　課金の分析

課金は分れて戸數割と雜種稅とよりなる。課金の賦課については明治四十年九月二十八日社則第十五號公費及手數料規則がその根本を定めたのであるが、其後幾多の變遷をへ、昭和三年三月課金及手數料規則ならびに公費區會計規則が制定せられるに至つたのである。

課金の等級課率は最初は各地方經營主任者が之を定め、本社の認可を受くる簡單なる制度であつたが、明治四十二年四月以來、地方により四等の差等を設け、各々一戸平均の最高限度を定め漸次複雜となつたのである。

戸數割は明治四十三年十月以後は月收三十圓未滿の者に課せざる事とした。大正二年度に至り、地方により甲乙二種の區別を設け、それ〴〵特等及び一等以下、十三等に區分して課稅したのである。大正三年には甲乙丙の異なる課率を設け、更に大正四年には甲乙丙の各々を特等外二十等に細かく刻む事とした。大正九年度には甲乙丙各號共に十九等及び二十等を削除し、所得年額六百圓未滿の者に對しては戸數割を免除する事とした。大正十年よりは勤勞所得に二割を控除し、殘餘に賦課したるが故に、所得年額七百五十圓未滿の勤勞所得者は戸數割を免除せらるゝ事となつた。

雜種割のあるものは大正二年度に於て、戸數割と異なる標準に基き、甲乙二號の區別により之を課し、他のものはかゝる地方的區別なく賦課したのである。大正五年に至り、取引所に於ける糧豆及び錢鈔の先物取引に雜種割を賦課する事とした。大正十四年七月に至り雜種割を遊興及び貸家に及ぼしたのである。

かくの如く戸數割は發達して所得稅の性質を帶び、雜種割はその範圍を擴大し且つ複雜となつてきたのである。

現行の戸數割は區內に居住し、又は三ヶ月以上滯在する者及び區內に營業所若しくは店舗を有する法人組合、又は之に類する者に對し其資力を斟酌し之を課してゐる。實例を奉天の事務所に求めると、次の如き等級及び課率を設けてゐる。

等級	課率
一等	207.50
二等	180.00
三等	154.00
四等	129.50
五等	106.50
六等	85.00
七等	74.25
八等	64.00
九等	54.25
十等	45.00
十一等	39.90
十二等	35.00
十三等	30.40
十四等	26.00
十五等	21.90
十六等	19.20
十七等	16.70
十八等	14.30
十九等	12.10
二十等	10.00
二十一等	8.55
二十二等	7.20
二十三等	5.95
二十四等	4.80
二十五等	3,75
二十六等	3.15
二十七等	2.60
二十八等	2.10
二十九等	1.65
三十等	1.25
特等	

雜種割は公費區內に於ける各種の課稅物件に課するものであつて、戸數割同樣に課率を定めてゐる。例を奉天にとれば、次の如くである。

種別	課率
藝妓	3.00
舞妓	1.00
酌婦	1.50
俳優(一等)	2.00
(二等)	1.50
乘用馬車(自用)	(6.00)
(營用)	1.20
荷馬車	1.00
人力車(自用)	(3.00)
(營用)	0.70
手曳荷車	(0.90)
乘用自動車(自用)	(15.00)
(營用)	3.00
(乘合)	4.00
貨物自動車	4.00
自轉車	(0.90)
自動自轉車	(1.80)
行商	(1.00)
出張販賣	百分ノ一
演劇興行	百分ノ三
遊興	百分ノ五
貸家	百分ノ三
錢鈔先物取引	百分ノ二

最後に、手數料の種類及び課率についても奉天の實例を採用する事とした。

科目	課率
督促手數料	0.20
延滯料	0.20
小學校授業料	0.50
實補授業料	1.00
家女授業料	1.00
保育料	1.00
委託教育料 兒童	(30.00)
委託教育料 幼兒	(18.00)
圖書館使用料 甲白	0.60
圖書館使用料 甲〃青	1.70
圖書館使用料 甲〃赤	3.00
圖書館使用料 乙白	0.40
圖書館使用料 乙〃青	1.10
圖書館使用料 乙〃赤	2.00
圖書館使用料 巡回	0.20
清潔料	
道路使用料 短期	0.091
道路使用料 定期	0.151
道路使用料 露店	0.303
公園使用料	
胞衣取扱料 普通物	0.70
胞衣取扱料 汚物	0.40
葬齋場使用料 普通室	5.00
葬齋場使用料 通夜室	2.00
火葬料 大人	6.00
火葬料 小人	4.00
墓地使用料	
屠畜料 羊	0.40
屠畜料 豚	0.80
屠畜料 驢	1.00
屠畜料 馬	1.50
屠畜料 犢	1.50
屠畜料 牛	2.50
屠畜料 冷藏庫計	
屠畜料 小計	
諸手數料	0.50
婦人醫院使用料 入院料	
婦人醫院使用料 藥價	
婦人醫院使用料 手術料	
婦人醫院使用料 診斷料	
婦人醫院使用料 諸檢査料	

第四　結論

以上、南滿洲に於ける我が租稅制度につき、其の沿革及び現狀につき研究し、統計數字に現はれたる所より見るも內地に比し著しき差異あるを發見したのである。茲に、南滿洲に於ける我が租稅制度を其の組立及び負擔額の兩方面より觀察して結論としたいのである。

南滿洲に於ける現行の我が租稅制度は、次の如き體系を有してゐるのである。

國稅（地租、鹽稅、所得稅、取引所營業稅、取引稅、酒稅、煙草稅）

關東州の租稅制度
- 州地方稅（營業稅、雜種稅）
- 市稅（戶別割、不動產權利取得稅附加稅、貸家稅、諸車使用稅、遊興稅）
- 會稅（戶別割、反別割、營業割、雜種割）

滿鐵附屬地の租稅制度（戶數割、雜種割）

內地の租稅制度に比較すると、資本利子稅、相續稅等が無くして租稅の種類に於て缺くる所あり、又所得稅、地租等の個々の租稅について見るも課稅の範圍が一局部に限定せられてゐるのである。其結果、大體から云つて南滿洲に於ける我が租稅負擔は內地よりも遙かに輕微であると云はねばならぬ。然しながら南滿洲に於ける我が租稅制度を論ずるにあたつては、單に內地との比較に止めず、更に南滿洲の他の部分に於ける租稅制度及び租稅負擔を考へ之と對照せねばならぬ。蓋し最新の租稅學說より見て最も進步せりと考へられてゐる租稅體系も、之を南滿洲に適用するとなると、或は進み過ぎてゐると云ふ非難を免れないかも知れないからである。茲に南滿洲の租稅制度を樹立するに當つては、一方、內地の進みたる制度に近づき以て二重課稅及び合法的脫稅を避くると同時に、他方には南滿洲の獨特の經濟事情を考慮し土地に調和したる制度を考究せねばならない。

試みに、昭和二年度の現在につき內地と關東州と滿鐵附屬地との租稅負擔額を、總額と一人あ

たりに付き計算すると、次の數字を得るのである。[18]

		總額(千圓)	一人當り(圓)
租稅負擔額	(イ) 內地 內國稅、地方稅	一、三七七、八五八	二二・四七
	直接國稅、地方稅	九八八、六九七	一六・一二
	(ロ) 關東州	七、二五一	九・一九
	(ハ) 滿鐵附屬地	八六三	二・四八

最後に注目すべきは、「關東州及び滿鐵附屬地は卽ち南滿洲鐵道株式會社なり」と云ひ得る程に、滿鐵の經濟的勢力が重大なる事である。前述の如く、關東州の租稅負擔額の約三割は滿鐵が之を負擔し、更に附屬地の租稅負擔額の約三倍を滿鐵が補給してゐると云ふ事實は特に考慮すべきである。租稅負擔額の方面より見れば、南滿洲に於ける我が經濟的勢力の殆んど大部分は南滿洲鐵道株式會社の經濟的勢力によりて代表せられてゐるのである。

本論文は、昭和五年夏に於ける滿洲旅行の產物である。南滿洲鐵道株式會社及び關東廳の當局より與へられし各種の便宜に對し深謝す。

18) 帝國の各植民地に於ける課稅狀況
主稅局第五十五回統計年報書